

これまでの成果を是非御覧いただき、高校生がどんな思いでネットやケータイ、SNSなどを利用しているか、高校生の「生の声」を感じていただきたい。

最後に、これまでの提言の中で、印象的な言葉を紹介する。

「(私たちは)リアルで知り合った人と、一期一会にならないようにネットで交流をすることの方が(知らない人との交流よりも)多く、それにより知的な面や趣味の面でも継続的な人脈を拡げることができる」【2011年提言より】

「(スマートフォンの登場により皆が)ヘビースマーカー(スマートフォン+ヘビースモーカー、スマートフォン依存者)になっていないか?」【2012年提言より】

(6) 関係業界の自主的な取組の促進(内閣府、警察庁、総務省)

メディアが提供する情報には、有用なものも多い反面、特に性・暴力表現に関する情報などは子どもに悪影響を及ぼす場合があるとの指摘もあるなど懸念される状況にある。子どもを取り巻く有害情報対策には、まず、関係業界自身が自主的な取組を図ることが大切であり、マスコミをはじめ関係業界では自主的な取組が行われている。(第2-4-22表)

第2-4-22表 関係業界などによる有害情報対策や青少年保護の自主的な取組

関係業界	内容
マスコミ全般	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかかわり方に関する研究協議等を実施
出版	<ul style="list-style-type: none"> ○出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施(同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている) ○出版倫理懇話会(成人娯楽雑誌等を刊行する26社により組織)が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動 ○露骨な性描写を内容とした成人向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分陳列の実施 ○成人向け雑誌マーク、出版ソーニングマークの表示 ○成人コーナーの設置 ○対面販売の実施 ○販売店における区分けを可能にするために、2か所小口シール留め実施(グレーゾーン誌) ○(社)日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施
映画・ビデオ・コンピューターソフト等	<ul style="list-style-type: none"> ○映画倫理活動の自主規制機関として映画倫理委員会を設置し、「映画倫理綱領」に基づき主に劇場で公開される映画の審査を実施している。青少年への影響に配慮し、年齢層別に4つの区分、「R18+」(18歳未満観覧禁止)、「R15+」(15歳未満観覧禁止)、「PG12」(12歳未満の年少者の観覧には親又は保護者の助言・指導が必要)、G(誰でも観覧可)に分類している。 ○ビデオソフト倫理活動のため、(社)映像倫理機構(業界の第三者的自主規制審査機関として組織)において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施している。(成人指定(18歳未満への映示、貸出、販売禁止)、R-15(15歳未満への映示、貸出、販売禁止)の審査)また、審査規則により、自動販売機(貸出機)への収納を原則禁止している。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係についても、求めに応じ映画倫理委員会において審査を実施 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、(社)コンピュータソフトウェア倫理機構が、業界の自主規制として年齢別レーティングを採用し、倫理規程を定め審査を実施している。 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、(一社)日本アミューズメントマシン協会が業界自主基準に基づきゲーム機及びソフトの映像審査及びメダルゲーム機の検査を実施し、健全で適正なゲーム機器が設置されるように努めている。 ・ゲームセンター施設関係では、(一社)全日本アミューズメント施設営業者協会連合会が、18歳未満の年少者の立ち入りについて風適法に定められた許可営業店における時間制限の徹底を図るとともに、青少年健全育成に寄与すべく店舗責任者を対象にした「青少年指導員養成講座」を全国防犯協会連合会共催で年2回実施している。 ・家庭用ゲームソフト関係では、(社)コンピュータエンターテインメント協会(CESA)が、業界の自主規制として年齢別レーティング制度の必要性の高まりに対応して、平成14年、有識者らと第三者審査機関としての特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)を設立した。CEROは、今日まで10年以上にわたり、およそ12,000件以上のタイトルを審査してきており、年齢別レーティングマークの表示率は、ほぼ100%となっている。
放送	<ul style="list-style-type: none"> ○日本放送協会及び(一社)日本民間放送連盟は平成11年に、共同あるいは連携しながら、 <ol style="list-style-type: none"> ①青少年向けの放送番組の充実 ②メディアリテラシーの向上 ③第三者機関等の活用 ④青少年と放送に関する調査等の推進 ⑤放送時間帯の配慮 ⑥番組に関する情報提供の充実 について具体的に推進。その後もそれぞれの取組を継続している。 ○日本放送協会は、「日本放送協会番組基準」の「国内番組基準」(昭和34年制定、平成10年改正)において青少年等に配慮した一般的基準を設けている。具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ①青少年向け放送番組を積極的に編成する時間帯の設置 ②小学校5、6年生を対象とした「NHK放送体験クラブ」の実施や、メディアリテラシー関連番組の制作 ③青少年の見やすい番組を意識した編成の実施 ④番組情報の充実化 などの取組を行っている。

放送	<p>○(一社) 日本民間放送連盟は、「日本民間放送連盟放送基準」(昭和26年制定、平成16年最終改正)において、「児童および青少年への配慮」、「家庭と社会」、「教育・教養の向上」、「表現上の配慮」、「暴力表現」、「犯罪表現」、「性表現」などの章を設け、加盟各社の自主規制を促している。また、「児童向けコマーシャルに関する留意事項」、「アニメーション等の映像手法について」(NHKと共同で作成)、「消費者金融CMの取り扱いについて」などで特に注意すべき事項を指標として提示。さらに、平成11年6月には「『青少年と放送』問題への対応について」を作成し、実践している。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「青少年に見てもらいたい番組」を各社が選定し、週3時間以上放送 ②青少年にとりわけ配慮する時間帯として、17時から21時までを設定 ③メディアリテラシー活動の推進のため、民放各社の活動に対する助成事業を実施 ④番組情報の事前表示に関する考え方の取りまとめなど。 <p>○「放送倫理・番組向上機構 [BPO]」(NHKと民放連が設置した放送界の第三者機関)内の「放送と青少年に関する委員会」(青少年委員会)は、BPOに寄せられた視聴者からの放送と青少年に関する苦情・要望等を基に審議している。必要に応じて審議結果を「見解」「提言」等としてまとめ、放送局に通知するとともに公表し、青少年関係機関にも配布。放送番組の自主的な改善・向上を促している。また、青少年と放送にかかわる調査を継続実施している。</p> <p>○CS放送の(一社)衛星放送協会は、「放送基準」(平成11年1月制定、平成16年1月改定)において、児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮するとの特項を設けている。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童向け番組には、児童の品性を損なったり、児童の心身に過度な影響を与えるような言葉や表現・内容がないように注意する。 ②武力や暴力を表現する場合には、児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。 ③法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。 <p>併せて、「性、暴力等の表現を含む番組に係るガイドライン」(平成24年3月9日制定)や「広告放送のガイドライン2009」(平成21年7月31日発行)においても青少年保護事項を設けている。</p> <p>また、専門委員会として倫理委員会を設け、日頃より青少年健全育成活動の推進に努めている。</p> <p>○成人番組倫理委員会(成人向け番組を提供するCS放送事業者並びにブロードバンド放送事業者により組織)においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施し、専門的な部会を設けて倫理基準の維持、高揚に努めている。</p> <p>また、成人番組の審査についての基準を示し、「成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配布</p>
広告	<p>○各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告業、広告制作の各社が会員となる(公社)日本広告審査機構(JARO)が、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施</p>
興行	<p>○全国興行生活衛生同業組合連合会(映画、演劇、演芸の各業種で結成)が、一般向け映画(G)とPG12・R15+・R18+制限映画の併映禁止、制限映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定</p> <p>また、各自治体に制定されている「青少年の健全な育成に関する条例」を遵守することを制定している。</p> <p>○映画産業団体連合会(映画関係団体によって組織)が、制限映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入り禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定</p>
カラオケボックス	<p>○(一社)日本カラオケボックス協会連合会が、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、内鍵の不設置、外部から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施している</p>
インターネット	<p>○(一社)電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表(http://www.tca.or.jp)</p> <p>○(一社)テレコムサービス協会等の業界団体が中心となり、下記ガイドライン及び契約約款モデル条項を改訂し公表</p> <p>プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_mguideline_20110921_1.pdf)</p> <p>プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20110921_1.pdf)</p> <p>インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20100907guideline.pdf)</p> <p>違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項 (http://www.teleso.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver6.pdf)</p> <p>○(一財)インターネット協会が、「フィルタリング連絡協議会」の事務局として各社サービス一覧「フィルタリング知っていますか」を掲載(http://www.iajapan.org/filtering/)</p> <p>インターネットにおけるルール＆マナー検定の実施(http://m.iajapan.org/)</p> <p>インターネットにおけるルール＆マナー集の公開(http://www.iajapan.org/rule/)</p> <p>インターネットホットライン連絡協議会(http://www.iajapan.org/hotline/)にて、インターネットに係る様々なトラブルについての相談窓口を紹介。</p> <p>インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』(http://www.iajapan.org/bamen/) 主要なインターネットサービスについて、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法、有害情報を見つけた場合の連絡方法などを公開</p> <p>○(一社)インターネットコンテンツ審査監視機構 [通称：I-ROI] は、Webサイトとコンテンツの表現を、青少年の精神的な成長に見合った年齢区分を設けて健全性を評価する基準を策定している。会員企業は基準を遵守するようにWebサイトとコンテンツの管理を行い、I-ROIはそれに適合するWebサイトに健全性認定マークを交付している。青少年は、Webサイトに掲載された認定マークにより、自分に相応しい年齢区分のコンテンツであることを閲覧前に識別できる。</p> <p>http://www.i-roi.jp/</p> <p>また、青少年のインターネットリテラシーの育成に資する教育活動の一貫として「デジタルコンテンツアセス」資格制度を開発し、平成25年度より全国5大学で資格認定講座を開講している。</p>
インターネットカフェ・まんが喫茶	<p>○日本複合カフェ協会(JCCA)が店舗運営ガイドラインを制定。2009年9月改定により、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本人確認のため会員制を導入 ②未成年者利用のパソコンへのフィルタリングソフトの導入 ③16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降の入店拒否 ④有害指定図書類等の区分陳列等を制定。 <p>以上を含む基準項目を満たす店舗に対して『優良店マーク』交付の実施。</p>
携帯電話・PHS	<p>○インターネットの安全・安心な利用環境を整備するため、(一社)電気通信事業者協会等の業界団体が中心となり、フィルタリングサービスの普及に向けた取組及び利用者に対するインターネットの安全な利用方法に関する啓発活動等を推進</p> <p>○関係各社が、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、公式コンテンツ提供に関するガイドラインの策定、カタログやホームページ上などで利用者に対する注意喚起、インターネット接続制限機能の提供、公式コンテンツを提供するプロバイダに対して掲示板への掲載内容の確認を依頼するなどの措置を実施</p> <p>○携帯電話事業者が、インターネット環境整備法に基づく契約時等のフィルタリング提供に加えて、スマートフォンに関しては、無線LANやアプリの危険性の注意喚起とそのためのフィルタリングサービスを早期に開発・提供開始し、そのフィルタリングサービスの勧奨や利用支援を各種ツールを使って実施している。一方で、コンテンツプロバイダー向けに年齢に応じたコンテンツサービスを提供できるような年齢情報を提供するプラットフォームの提供を推進している。また、生徒、教員、保護者等を対象とした、リテラシー向上のための多様な啓発プログラムを全国で積極的に提供している。</p> <p>○(社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が、民間の第三者機関として青少年の利用に配慮したサイトやスマートフォンのアプリにおける運用管理体制の審査・認定及び運用監視業務、青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、及びICT(情報通信技術)リテラシーの啓発・教育活動を実施</p>

(出典) 内閣府調べ

利用者・産業界・教育関係者などが相互に連携するために設立された安心ネットづくり促進協議会²¹⁰では、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでおり、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

警察は、有害図書類の少年への提供について、関係機関や地域住民と連携して業界の自主的措置を促進するよう指導を強化するとともに、悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

2 携帯電話等をめぐる問題への取組（総務省、文部科学省）

近年、スマートフォンなどの普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪などが深刻な問題となっている。

文部科学省は、学校における情報モラル教育の充実を図るとともに、携帯電話やインターネットをめぐるトラブルから子どもを守るためのインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、以下のような広報啓発などを行っている。

- ・有識者による「ネットモラルキャラバン隊」²¹¹を結成している。平成25（2013）年度には、全国12か所で、保護者などを対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。
- ・スマートフォンなどインターネットにつながる新たな機器への対応方法や、緊急時に有効なインターネットの活用法について子どもが自ら学び、その成果を同世代や保護者に対して発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」²¹²を実施した。
- ・「地域における有害情報対策推進事業」により地域の実情に応じた有害情報対策事業を支援した。
- ・「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレットなどを文部科学省ホームページで公開するとともに、シンポジウムなどの場で配布している。（第2-4-23図）

第2-4-23図 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」



（出典）文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm）

平成26（2014）年度には、インターネットに依存していると言われている子どもを対象に、青少年教育施設において参加者がインターネットから離れて規則正しい集団生活などを体験するプログラムを

210 <http://good-net.jp/>

211 http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/moral/1313148.htm

212 <http://www.joho-moral.net/>

実施する。(情報モラル教育については、第2部第3章第2節6(2)ア「情報モラル教育の推進」を参照。)

総務省は、平成25年9月に発表した「スマートフォン安心・安全強化戦略」²¹³に基づく施策を推進している。この報告書の中の「スマートユースイニシアティブ」では、スマートフォン時代に適応したフィルタリング環境の整備、地域の自主的なリテラシー向上活動の展開、ソーシャルメディアガイドラインの普及促進といった、子どもが安心・安全にスマートフォンを利用できる環境を整備するために取り組むべき項目が示されている。

3 性風俗関連特殊営業の取締り等（警察庁）

警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

COLUMN No.17

子どもを取り巻く有害環境の浄化対策

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機などの普及により、インターネット利用に起因する子どもの犯罪被害や非行が全国的に発生しているほか、繁華街などにおいて子どもの性を売り物とする新たな形態の営業が次々と出現しているなど、近年の子どもを取り巻く社会環境は深刻な状況にある。

子どもは心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすい。犯罪被害や非行などの背景にある有害環境の浄化は、子どもの保護・健全育成を図る上で重要な課題であることから、警察では、関係機関・団体などと連携した総合的な対策を推進している。ここでは、愛媛県警察と警視庁の取組を紹介する。

1 インターネット利用に起因する犯罪被害などの防止のための取組（愛媛県警察）

(1) 保護者や少年への啓発

入学説明会や非行防止教室などを通じて、手作り漫画を活用し、具体的な犯罪被害事例やフィルタリングなどの対策について啓発活動を行っているほか、関係機関などと連携したインターネット安全教室を行っている。

(2) 事業者によるフィルタリング普及の促進

関係機関などと連携の上、携帯電話販売店などにバッジやステッカーを配布し、保護者へのフィルタリングの説明や推奨が適切に行われるように要請するとともに、インターネット利用に起因する子どもの犯罪被害やフィルタリングの利用状況などの情報提供を行っている。

啓発用漫画



213 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に置かれたワーキンググループの報告書。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000122.html